平成２２年（フ）第２７１号
山梨県甲府市湯村３丁目23番Ｂ―203号
債務者　前島よしみ
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
沖縄県那覇市字安里151番地　ソーワピア崇元寺702
債務者　新城美津子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２０１号
沖縄県那覇市壺屋２丁目13番３号　第二大福マンション401
債務者　田中やよい
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１１号
沖縄県那覇市小禄１丁目25番19号　上原アパート102
債務者　稲本　良幸
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２２１号
沖縄県浦添市内間３丁目１番11―302号　グリーンハウス
債務者　安慶名敦子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２３１号
沖縄県浦添市牧港５丁目16番２―101号　金の蔵マンション
債務者　石嶋　義国
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２９７号
岐阜市曙町２丁目７番地コーポ岩田202号室
債務者　安江慎太郎
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２９８号
岐阜市曙町２丁目７番地コーポ岩田202号室
債務者　安江　定子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３１０号
岐阜県山県市東深瀬488番地５
債務者　田口　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５３６号
兵庫県西宮市笠屋町13番33―402号
債務者　吉野　誉伸
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０５号
山口県宇部市大字中野開作468番地16
債務者　安部　俊勝
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１０７号
山口県宇部市松島町10番17号コーポ松島202号、住民票上の住所山口県宇部市大字東須恵1271番地７
債務者　吹本　正美
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１１３号
山口県宇部市大字際波356番地７
債務者　河野　加代（旧姓松尾・野村）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第７３号
宮城県東松島市矢本字四反走104番地11、前住所仙台市若林区若林４丁目８番６号
債務者　鴻巣　公亮
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼93番地２　エスペロ東前沼104号、前住所宮城県東松島市赤井字八反谷地127番地
債務者　上地　美和（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
宮城県石巻市明神町２丁目３番62号
債務者　木村　豊子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
三重県鈴鹿市安塚町1505番地の４
債務者　松崎由紀博
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９１号
三重県鈴鹿市算所１丁目７番27号　帝王プラザ203号室、住民票上の住所三重県三重郡朝日町大字縄生913番地
債務者　古井　丈人
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
津地方裁判所破産係